

中心市街地活性化に関する各府省庁による 近年の取組状況及び平成 31 年度予算概算要求等の概要

1. 各府省庁による近年の取組状況・・・・・・・・・・ P 1～P 23

府省	支援措置	支援措置区分
内閣府	地方創生推進交付金	(3)
総務省	中心市街地活性化ソフト事業	(2) ①
	中心市街地再活性化特別対策事業	(2) ①
文部 科学省	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	(3)
	伝統的建造物群基盤強化事業	(3)
	公立文教施設の整備	(3)
厚生 労働省	医療提供体制施設整備交付金	(3)
	社会福祉施設等施設整備費補助金	(3)
	保育所等整備交付金	(3)
	保育対策総合支援事業費補助金	(3)
	地域支援事業交付金	(3)
農林 水産省	農村集落基盤再編・整備事業 (農山漁村地域整備交付金、沖縄振興公共投資交付金)	(3)
	地域用水環境整備事業 (農山漁村地域整備交付金、沖縄振興公共投資交付金)	(3)
	食品流通拠点施設整備事業	(3)
経済 産業省	地域文化資源活用空間創出事業費補助金(中心市街地活性化事業)	(2) ①
	地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金(中心市街地再興戦略事業)のうち先導的・実証的事業	(2) ①
	地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金(中心市街地再興戦略事業)のうち調査事業、専門人材活用支援事業	(2) ②
	中小企業等支援人材育成事業のうち、中心市街地活性化普及促進事業	(3)
	地域文化資源活用空間創出事業費補助金(商店街支援事業)	(3)
	地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金(地域商業自立促進事業)	(3)
国土 交通省	中心市街地共同住宅供給事業	(1)
	社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業)	(2) ①
	防災・安全交付金(暮らし・にぎわい再生事業)	(2) ①
	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)	(2) ②

支援措置区分：(1) 法に定める特別の措置 (2) ①認定と連携した特例措置 (2) ②認定と連携した重点的な支援措置 (3) その他の支援措置

2. 平成 31 年度予算概算要求等の概要・・・・・・・・・・ P 24～P 29

3. 各府省庁補足説明資料・・・・・・・・・・ P 30～P 48

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

内閣府地方創生推進事務局

【支援措置名】 地方創生推進交付金
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 地域再生法に基づく地域再生計画に位置付けられた、地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援。
【近年の取組状況】 ○平成30年度においては、本年3月に第1回交付対象事業の決定、8月に第2回交付対象事業の決定を行った。 ○中心市街地活性化基本計画に記載された交付対象事業の例
【石川県金沢市 欧米富裕層向け工芸品販路開拓事業】 金沢クラフトのビジネス化及びブランド力向上を図るため、欧米富裕層向けに工芸品の新たな販路を開拓する。 ※「東京オリンピック・パラリンピック競技大会事前キャンプ地誘致を契機とした建築文化の発信による海外誘客推進事業」としての採択額 59,546 千円の内数
【熊本県熊本市 地場企業PR事業】 民間就職情報サイトにおいて、市内中小企業の魅力的な情報を発信する特設サイトを開設し、魅力的な労働環境に取り組む市内中小企業の認知度を高め、若年層等の地元就職率の向上を図る。 ※「医療福祉とコミュニティのくまもと創生事業」としての採択額 15,015 千円の内数
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

総務省地域力創造グループ地域振興室

【支援措置名】 中心市街地活性化ソフト事業
【支援措置区分】 (2) ①認定と連携した特例措置
【概要】 市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費の一部について特別交付税により措置する。
【近年の取組状況】 平成 29 年度においては、631 件を特別交付税の対象とした。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

総務省地域力創造グループ地域振興室

【支援措置名】 中心市街地再活性化特別対策事業
【支援措置区分】 (2) ①認定と連携した特例措置
【概要】 市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられた施設整備等を一般単独事業債の対象とする。 【対象となる施設整備の例】 <ul style="list-style-type: none">・ 集客力を高める施設の整備（市民広場、ホール、駐車場等）・ 地域の産業の振興に資する施設の整備（展示施設等）・ 良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備（ポケットパーク等）・ 子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備（託児所等）
【近年の取組状況】 平成 29 年度においては、16 事業・総額 7767.1 百万円を一般単独事業債の対象とした。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

文化庁文化財部参事官（建造物担当）

【支援措置名】 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業
【支援措置区分】 （３）その他の支援措置
【概要】 文化財保護法第 35 条第 1 項等の規定に基づき、重要文化財の管理又は修理に要する経費について支援する。
【近年の取組状況】 ○本事業では、重要文化財建造物に対し、経年劣化等の破損状況に応じ、適切な周期で必要な保存修理事業を実施している。また、修理時期の文化財を活用し、修理現場の公開や、修理によって得られた新たな知見を公開するための情報発信を同時に実施している。平成 30 年度では、124 件の事業を実施している。（平成 30 年 9 月現在） <採択事業> ・富山県高岡市 瑞龍寺山門ほか 8 棟保存修理事業（H24-32） 事業費 75,000 千円 国庫補助額 41,250 千円 ・岡山県倉敷市 井上家住宅ほか 4 棟保存修理事業（H24-34） 事業費 100,000 千円 国庫補助額 85,000 千円 ・愛媛県松山市 道後温泉本館ほか 6 棟保存修理事業（H30-36） 事業費 200,000 千円 国庫補助額 100,000 千円 ・長崎県長崎市 旧長崎英国領事館本館他保存修理事業（H26-34） 事業費 450,000 千円 国庫補助額 225,000 千円（など） <代表事例> 【愛媛県松山市 道後温泉本館ほか 6 棟保存修理事業】 道後温泉の中核施設である道後温泉本館他に対し、耐震補強工事を含めた保存修理事業を実施し、事業期間中も、現場公開等において保存修理事業の情報発信をおこなう。これにより来訪者の増大にともなう新たな雇用の創出や、空き店舗の解消、若者の地方回帰に寄与する。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

文化庁文化財部参事官（建造物担当）

【支援措置名】 伝統的建造物群基盤強化事業
【支援措置区分】 （３）その他の支援措置
【概要】 文化財保護法第146条の規定に基づき、重要伝統的建造物群保存地区の保存のために行う当該保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧に要する経費について支援する。
【近年の取組状況】 ○平成30年度は、43道府県98市町村118地区ある重要伝統的建造物群保存地区のうち、42道府県91市町村107地区において、伝統的建造物群基盤強化事業を実施している。 <実施事業（伝統的建造物群基盤強化事業）> ・埼玉県川越市 事業費 56,716千円 国庫補助額 28,358千円 ・石川県金沢市 事業費 168,772千円 国庫補助額 84,386千円 ・岡山県倉敷市 事業費 93,780千円 国庫補助額 46,990千円 ・長崎県長崎市 事業費 346,986千円 国庫補助額 173,493千円（など） <代表事例> 【埼玉県川越市 伝統的建造物群基盤強化事業】 川越市川越伝統的建造物群保存地区内にある蔵造り資料館（伝統的建造物）において、耐震補強工事を実施する。地震により文化財である建造物の倒壊等を防ぐとともに、来館者の安全性の向上にもつながるものでもあり、観光客の増加にも寄与する。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課

【支援措置名】 公立文教施設の整備
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金により、地域コミュニティの拠点としての学校施設や、談話室、トレーニング室等を備えた社会体育施設の整備について支援を行っている。
【近年の取組状況】 ○平成 30 年度は、公立学校施設整備費として 682 億円計上し、地域の持つ教育力を活かした学習活動や地域の生涯学習活動等を実施するための場、地域の人々の交流の場等を備えた、地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備推進を図っている。また、社会体育施設の整備を促進し、スポーツの円滑な実施及び振興に寄与している。
【地域・学校連携施設整備事業の例】 学校施設の複合化を促進するとともに、地域の生涯学習活動等の拠点となるよう、他の文教施設と福祉施設等と有機的な連携を図るために必要となる施設（多目的ホール等）を整備している。
【スポーツ施設（社会体育施設）整備事業の例】 地域の再生と活性化に寄与することを目指し、スポーツに関する研修、講習会等に利用できる研修室、大・小体育室、武道室やトレーニング室等を備えたスポーツ施設を整備している。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

厚生労働省医政局医療経理室

【支援措置名】 医療提供体制施設整備交付金
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援する。
【近年の取組状況】 ○平成30年度は、都道府県において事業者の選定を行っているところ。 ＜平成29年度採択事業＞ ・福島県福島市 医療施設近代化施設整備事業 事業費 294,621 千円 交付額 38,109 千円 ・群馬県高崎市 治験施設施設整備事業 事業費 19,752 千円 交付額 2,261 千円 ・鳥取県鳥取市 医療施設近代化施設整備事業 事業費 1,254,484 千円 交付額 86,164 千円 ・岡山県倉敷市 地域災害拠点病院施設整備事業 事業費 121,176 千円 交付額 38,389 千円 (など)
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

【支援措置名】 社会福祉施設等施設整備費補助金
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者の地域移行や就労支援に必要な事業所等を社会福祉法人等が設置する場合、その費用の一部を補助する。
【近年の取組状況】 ○平成30年4月23日社援発0423第4号「平成30年度社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」において、「文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの」を優先的な整備対象としている。 ○平成30年度当初予算にかかる都道府県・指定都市・中核市に対する6月の内示実績は、275件に対し67億円である。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

厚生労働省子ども家庭局保育課

【支援措置名】 保育所等整備交付金
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 保育サービス等の基盤整備を推進するため、市町村が策定する整備計画に基づいて実施される保育所等に関する施設整備事業に対して、国が交付金を交付する。
【近年の取組状況】 ○平成30年当初予算において自治体に対して2回内示を行っており、その実績は364件に対し328億円である。今後10月と12月の2回の内示を予定している。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

厚生労働省子ども家庭局保育課

【支援措置名】 保育対策総合支援事業費補助金
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 「子育て安心プラン」に基づく小規模保育等の改修等や保育人材確保策等に必要な経費の一部を支援する。
【近年の取組状況】 ○保育の受け皿を確保するため、保育園等の整備などに必要な経費の支援等を実施している。 <平成 29 年度の実施状況> 171 市町村に対し、補助金の交付を行った。 (上記市町村には、中心市街地活性化基本計画の認定を受けている 19 自治体を含む)。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

厚生労働省老健局振興課

【支援措置名】 地域支援事業交付金
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 介護保険の被保険者が要支援状態又は要介護状態となることを予防するとともに、要支援状態又は要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。なお、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の各事業に要する経費に対して、一定割合を交付するものであり、それぞれの事業規模は市町村により異なる。
【近年の取組状況】 ○地域支援事業交付金のメニューの一つとして、多くの高齢者が居住する集合住宅等を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員を派遣する事業等について支援する（介護サービスの質の向上に資する事業）。 <平成 29 年 4 月 1 日現在の実施状況> 介護サービスの質の向上に資する事業 307 市町村において実施。 ※弘前市、山形市、酒田市等、現時点で中心市街地活性化基本計画の認定を受けている市においても実施。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

農林水産省農村振興局地域整備課

<p>【支援措置名】 農村集落基盤再編・整備事業 (農山漁村地域整備交付金、沖縄振興公共投資交付金)</p>
<p>【支援措置区分】 (3) その他の支援措置</p>
<p>【概要】 地域が中心市街地の活性化に向けた取組と併せて周辺の農村地域の個性ある活性化を図る場合において、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と集落農園整備等の農村生活環境の整備を総合的に実施する。</p>
<p>【近年の取組状況】</p> <p>※中心市街地活性化の取り組みとして状況把握が困難なため、事業全体での取り組み状況を記載</p> <p>【農山漁村地域整備交付金】 ○各都道府県は、配分された予算の範囲内で、それぞれの作成した農山漁村地域整備計画に基づき、農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策のための多様な事業メニューに対して、地区の採択や予算の配分をおこない、各種事業を実施している。 (平成30年度予算額917億円の内数)</p> <p>【沖縄振興公共投資交付金】 ○沖縄県は、配分された予算の範囲内で、沖縄の振興に資する事業を自主的に選択して作成した沖縄振興交付金事業計画に基づき、地区の採択や予算の配分をおこない、各種事業を実施している。 (平成30年度予算額579億円の内数)</p>
<p>【備考】</p>

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

農林水産省農村振興局水資源課

【支援措置名】 地域用水環境整備事業 (農山漁村地域整備交付金、沖縄振興公共投資交付金)
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 農業用水の持つ親水、景観・生態系の保全等の多面的機能を維持増進するため、農業水利施設の整備等と一体的に親水護岸、せせらぎ水路等の整備に対して支援する。
【近年の取組状況】 ※中心市街地活性化の取り組みとして状況把握が困難なため、事業全体での取り組み状況を記載 【農山漁村地域整備交付金】 ○各都道府県は、配分された予算の範囲内で、それぞれの作成した農山漁村地域整備計画に基づき、農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策のための多様な事業メニューに対して、地区の採択や予算の配分をおこない、各種事業を実施している。 (平成30年度予算額917億円の内数) 【沖縄振興公共投資交付金】 ○沖縄県は、配分された予算の範囲内で、沖縄の振興に資する事業を自主的に選択して作成した沖縄振興交付金事業計画に基づき、地区の採択や予算の配分をおこない、各種事業を実施している。 (平成30年度予算額579億円の内数)
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

農林水産省食料産業局食品流通課卸売市場室

【支援措置名】 食品流通拠点施設整備事業 (強い農業づくり交付金)
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 食料の安定的な供給体制等を確保するため、品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設の整備を支援する。
【近年の取組状況】 ※中心市街地活性化の取組として状況把握が困難なため、事業全体での取組状況を記載 各都道府県は配分された予算の範囲内で、中央卸売市場又は拠点地方卸売市場が整備計画に基づき実施する①～⑤の施設整備の取組に対して、予算の配分等をおこない、事業を実施している。 (①品質・衛生管理高度化施設整備、②物流効率化に向けた施設整備、③卸売市場再編促進施設整備、④輸出促進対応卸売市場施設整備、⑤卸売市場防災対応施設整備の取組) (平成30年度予算額202億円の内数)
【備考】 『強い農業づくり交付金』は、平成31年度より 『強い農業・担い手づくり総合支援交付金』へ統合予定

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室

【支援措置名】 地域文化資源活用空間創出事業費補助金（中心市街地活性化事業）
【支援措置区分】 （2）①認定と連携した特例措置
【概要】 歴史的建造物群を中心としたまちなみ整備や、名所・観光地・食文化等地域文化資源と連携した空間創出によって、にぎわいを創出し、交流人口を増加させるとともに、これらと連携した中小企業・小規模事業者の事業活性化を図る事業を支援する。
【近年の取組状況】 ○平成 30 年度は 2 回の募集を行い、4 事業を採択した。 <採択事業> ・青森県弘前市 株式会社スコーレ（仮称）ルネスアベニューリノベーション事業 ・岡山県倉敷市 愛文舎事業株式会社 愛文舎再生活用事業（本をインバウンドのキラークンテンツに倉敷最古の書店リノベーション） ・佐賀県唐津市 いきいき唐津株式会社 新天町パティオ街区再開発事業 ・青森県弘前市 株式会社城東閣（仮称）城東閣リノベーション事業
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室

【支援措置名】 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち先導的・実証的事業
【支援措置区分】 （２）①認定と連携した特例措置
【概要】 地域の人々と協力・連携して、まちの賑わいを創出するため、先進的な商業に関する中核施設を整備する事業について支援する。
【近年の取組状況】 ○平成 30 年度は 2 回の募集を行い、4 事業を採択した。 <採択事業> ・岡山県津山市 株式会社HNA津山 新津山国際ホテル建設事業 ・島根県雲南市 雲南都市開発株式会社 SAKURA マルシェ（仮称）整備事業 ・東京都青梅市 株式会社まちづくり青梅 青梅宿市街地インバウンド基盤拠点整備事業 ・京都府福知山市 福知山フロント株式会社 福知山駅正面通りテナントミックス事業
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室

【支援措置名】 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち調査事業、専門人材活用支援事業
【支援措置区分】 （2）②認定と連携した重点的な支援措置
【概要】 中心市街地の活性化に資する調査や専門人材の招聘に対して重点的支援を行うことにより、まちなかの商機能の活性化・維持を図り、市町村が目指す「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を推進する。
【近年の取組状況】 ○平成30年度は2回の募集を行い、28事業を採択した。 <採択事業> ・長野県佐久市 佐久商工会議所 佐久市中心市街地調査事業 ・東京都八王子市 一般財団法人八王子まちづくり会社 中町プロジェクト 調査事業 ・岐阜県中津川市 中津川商工会議所 中心市街地 中山道中津川宿における歴史的資産である町家の再生・活用に向けた調査事業 ・北海道富良野市 ふらのまちづくり株式会社 中心市街地活性化支援事業（専門人材活用事業） （など）
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室

【支援措置名】 中小企業等支援人材育成事業のうち、中心市街地活性化普及促進事業
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 中心市街地活性化に係る多様な知識を有し、活性化の推進を担うまちづくりの中核となる人材及びそれらを支える人材を育成するため、研修の実施・教材の提供・各種情報提供等からなる人材育成プログラムを実施する。
【近年の取組状況】 ○平成30年度は、9月に座学研修を行い、今後も座学研修や実地研修を行う予定である。
【実施済】 (座学研修) (概要) まちづくりの第一線で活躍する講師から、まちの現状分析・課題の発見、事業戦略・事業計画の立案、ハード・ソフト事業の実行支援、まちづくり会社の財務会計等、まちづくりに関する様々なノウハウを広く体系的に学ぶもの。 (日程/場所) 9月4日(火)～5日(水) 東京都内(品川)
【今後の予定】 (実地研修) <特定テーマ型> (概要) 先進的なテーマでまちづくりに取り組んでいる地域で、取組を牽引するまちづくりリーダー等のもと、現地視察等を通じて取組の現状やノウハウを学ぶとともに、参加者同士のネットワークづくりを行うもの。 (日程/場所) 10月6日(土)～7日(日) 新潟県新潟市
<インターンシップ型> (概要) まちづくりの先進地域において、まちづくりを先導してきたタウンプロデューサー等の直接指導のもと、現場の実務を通して実践的なまちづくりの考え方や手法を少人数でじっくり学ぶもの。 (日程/場所) ①10月29日(月)～31日(水) 長野県飯田市 ②11月13日(火)～15日(木) 兵庫県明石市
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

経済産業省 中小企業庁 商業課

【支援措置名】 地域文化資源活用空間創出事業費補助金（商店街支援事業）
【支援措置区分】 （３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置
【概要】 商店街が取り組む、地域の観光資源や伝統工芸品、地域産品などの「地域文化資源」を活用し、外国人観光客の地域での消費を促す取組等について支援する。
【近年の取組状況】 ○平成30年度は、空間整備事業・交流促進事業で計42事業を採択した。 ＜採択事業＞ ・福島県会津若松市 七日町通りまちなみ協議会・会津若松まちづくり株式会社 旧旅館やなぎ屋跡地を活かした“会津の美”展示施設の整備事業 ・香川県高松市 高松丸亀町商店街振興組合 高松丸亀町商店街インフォメーションセンター整備事業 ・愛知県安城市 三河安城商店街振興組合 地酒を核とした訪れたい商店街の構築 ・熊本県熊本市 熊本市新市街商店街振興組合・特定非営利活動法人グランド12 日本が誇る伝統的文化資源及び漫画・アニメコンテンツを活用した外国人誘致事業など
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

経済産業省 中小企業庁 商業課

【支援措置名】 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（地域商業自立促進事業）
【支援措置区分】 （3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置
【概要】 商店街が中長期的に発展していくために行う、6分野（①少子高齢化、②地域交流、③新陳代謝、④構造改善、⑤外国人対応、⑥地域資源活用）に関する商店街機能の活性化、維持を図る新たな取組を支援する。
【近年の取組状況】 ○平成30年度は、調査分析事業・支援事業で計33事業を採択した。 ＜採択事業＞ ・福島県会津若松市 神明通り商店街振興組合 創業者育成による商店街活性化と多世代交流コミュニティ拠点整備事業（神明通り商店街一体的整備事業） ・静岡県静岡市 商店街振興組合静岡呉服町名店街・札の辻ビルマネジメント株式会社 静岡呉服町第二地区第一種市街地再開発事業 ホール取得・整備・運営事業 ・愛媛県松山市 松山中央商店街連合会・株式会社まちづくり松山 まつやま健幸・賑幸の実現に向けた行政との連携による共通IC型ポイントカードシステム整備事業 ・長崎県長崎市 長崎市中央地区商店街連合会・長崎浜んまち商店街振興組合連合会・一般社団法人長崎サービスアンドディベロップメント 中央地区商店街・浜んまち商店街が<稼ぐ商店街・稼ぐ店・安心して働ける街>になるための事業 など
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

国土交通省住宅局市街地建築課

【支援措置名】 中心市街地共同住宅供給事業
【支援措置区分】 (1) 法に定める特別の措置
【概要】 認定中心市街地において、優良な共同住宅の供給に資するため、中心市街地共同住宅供給事業により住宅の供給を行う地方公共団体、又は事業の実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体に対して、その費用の一部を支援する。
【近年の取組状況】 ○ 主な実施地区 ・ 秋田県秋田市 中通二丁目地区 【全体事業費 約 2,600 百万円 事業期間 平成 29～32 年度】 現在コインパーキングとして利用されている中心市街地の低未利用地を活用し、街なか居住の受け皿となる優良な住宅を供給する事業である。 平成 30 年 9 月に建築工事着工予定。 ・ 福島県白河市 白河駅前東地区 【全体事業費 約 450 百万円 事業期間 平成 29～30 年度】 中心市街地に多様な居住ニーズを満たした安全で良質な住宅を供給することで、街なか居住を推進する事業である。 平成 30 年 5 月に建築工事着工済。 ・ 静岡県浜松市 常盤町西街区 【全体事業費 約 4,600 百万円 事業期間 平成 29～31 年度】 病院の移転後、跡地利用が進展しない状態の低・未利用地であったが、駅前の立地を活かし、住宅、都市福利施設等を整備することで、土地利用の高度化、市街地環境の向上及び都心居住の推進を図る事業である。 平成 29 年 9 月に建築工事着工済。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

国土交通省都市局市街地整備課

国土交通省住宅局市街地建築課

【支援措置名】社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）
防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業）

【支援措置区分】（2）①認定と連携した特例措置

【概要】

まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図ることを目的として、認定中心市街地について、都市機能のまちなか立地、空きビルの再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援する。

【近年の取組状況】

○ 主な実施地区

- ・ 石川県金沢市 近江町市場地区

【全体事業費 約 1,600 百万円 事業期間平成 26 年度～平成 31 年度】

新たな交流スペースと立体駐車場からなる複合施設を整備し、新たな交流拠点の整備と来場者の環境向上を高めることにより、商店街の活性化を図る。

平成 30 年 6 月に建築工事着工済。

- ・ 大阪府堺市 堺東駅周辺地区

【全体事業費 約 15,270 百万円 事業期間平成 27 年度～平成 31 年度】

市民会館を建て替えるとともに、老朽化したビルを公益施設を導入した新施設に建て替えることにより、都市機能の集積を促進し、賑わいの創出を図る。

平成 28 年 3 月に建築工事着工済。

- ・ 福島県福島市 上町地区

【全体事業費 約 18,000 百万円 事業期間平成 24 年度～平成 31 年度】

中心市街地内に唯一ある総合病院を新築移転として整備を行い、地域医療と安心の住空間を創造し、市民の“生活、特に医療面での安心”を提供すると共に中心市街地での暮らしやすさと医療サービスの貢献により賑わいの創出を図る。

平成 27 年 10 月に建築工事着工済。

【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

国土交通省都市局市街地整備課

【支援措置名】社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
【支援措置区分】（2）②認定と連携した重点的な支援措置
【概要】 地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とし、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業。（従来のみちづくり交付金）
【近年の取組状況】 ○ 主な実施地区 ・ 群馬県高崎市 高崎市中心市街地地区 【全体事業費 3,955 百万円 事業期間 平成 28 年度～平成 32 年度】 交通拠点機能強化及び交流拠点にふさわしいまちなか景観の創出により、来街者の増加を図るとともに、各公益施設へのアクセス性を高めることにより、まちなかの賑わいと回遊性向上を図るため、駅前広場やペDESTリアンデッキ等の整備を実施している。 ・ 兵庫県姫路市 姫路駅周辺地区 【全体事業費 3,794 百万円 事業期間 平成 27 年度～平成 31 年度】 大規模集客施設の誘導と高次都市機能の集約及び歩行者動線等の整備による回遊性の向上を推進するため、土地区画整理事業や駅前広場再整備等を実施している。 ・ 岡山県倉敷市 倉敷市中心市街地活性化基本計画新計画地区 【全体事業費 1,447 百万円 事業期間 平成 28 年度～平成 32 年度】 歩いて楽しめる一体かつ巨大な魅力拠点の形成と高次都市施設が集積した快適な住環境の維持・向上、住民主体のまちづくりの活性化のため、美観地区の路地における電線類地中化や美装化、既存建築物を活用した観光センター整備等を実施している。
【備考】

中心市街地の活性化に資する国の支援措置に係る平成31年度予算概算要求等の概要

整理番号	支援措置名	支援措置の概要	支援措置区分	担当部局等	平成31年度 予算概算要求額 (百万円)	新規 拡充 継続	平成30年度 予算額 (百万円)	根拠法の 有無	制度等の根拠	備考
1	地方創生推進交付金	地方公共団体が、地方創生に向けて複数年度に渡り取り組む先導的な事業、特にUJターンによる起業・就業者創出、女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起しを安定的・継続的に支援することにより、地方の創意工夫を引き出し、実情に応じた地方創生の取組を推進する。	(3)	内閣府 地方創生推進事務局	115,000	拡充	100,000	○	地域再生法第5条4項1号 地域再生法13条	
2	地域少子化対策重点推進交付金	地方自治体が行う少子化対策事業（「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」）について、優良事例の横展開の支援に加え、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）等を一層推進する観点から、新たな事業を追加するなどの充実を図る。また、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、地方自治体が行う結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に、家賃、引越費用等を補助）を支援する。	(3)	内閣府 子ども・子育て本部	3,001	拡充	999	—	—	
3	中心市街地活性化ソフト事業	市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費の一部について特別交付税により措置する。	(2)①	総務省 地域力創造グループ地域振興室	—	継続	—	—	—	
4	中心市街地再活性化特別対策事業	市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられた施設整備等を一般単独事業債の対象とする。	(2)①	総務省 地域力創造グループ地域振興室	—	継続	—	—	—	
5	文化財建造物保存修理等事業	地域の特色ある文化財建造物を保存・活用するため、国が指定等した重要文化財等の保存修理等に対し支援する。	(3)	文部科学省 (文化庁) 文化財部参事官付	11,454	拡充	11,004	○	文化財保護法第35条1項	
6	伝統的建造物群保存修理等事業	歴史的な集落・町並みを保存・活用するため、国が選定した重要伝統的建造物群保存地区の保存修理等に対し支援する。	(3)	文部科学省 (文化庁) 文化財部参事官付	2,000	拡充	1,753	○	文化財保護法第146条	
7	公立文教施設の整備	公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金により、地域コミュニティの拠点としての学校施設や、談話室、トレーニング室等を備えた社会体育施設の整備について支援を行う。	(3)	文部科学省 大臣官房文教施設企画部施設助成課	243,231の内数	継続	68,194の内数	○	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条第1項、第12条第1項	
8	医療提供体制施設整備交付金	医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制強化を図る観点から、医療施設等の施設整備を支援する。都道府県において作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県の自主性・裁量性を発揮できるよう支援することとしている。	(3)	厚生労働省 医政局	7,613	拡充	3,242	—	—	
9	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者の地域移行や就労支援に必要な事業所等を社会福祉法人等が設置する場合、その費用の一部を補助する。	(3)	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部	10,404	拡充	7,153	○	生活保護法第75条第2項等	
10	保育所等整備交付金	保育サービス等の基盤整備を推進するため、市町村が策定する整備計画に基づいて実施される保育所等に関する施設整備事業に対して、国が交付金を交付する。	(3)	厚生労働省 子ども家庭局	72,555	継続	66,371	○	児童福祉法第56条の4の3	
11	保育対策総合支援事業費補助金	「子育て安心プラン」に基づく小規模保育等の改修等や保育人材確保等に必要経費の一部を支援する。	(3)	厚生労働省 子ども家庭局	42,134 うち要求額: 32,831 要額: 9,303	継続	38,144	—	—	

整理番号	支援措置名	支援措置の概要	支援措置区分	担当部局等		平成31年度 予算概算要求額 (百万円)	新規 拡充 継続	平成30年度 予算額 (百万円)	根拠法の 有無	制度等の根拠	備考
12	地域支援事業交付金	地域支援事業交付金のメニューの一つとして、多くの高齢者が居住する集合住宅等を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員を派遣する事業等について支援する。	(3)	厚生労働省	老健局	198,754	継続	198,754	○	介護保険法第122条の2	
13	農村集落基盤再編・整備事業 (農山漁村地域整備交付金)	地域が中心市街地の活性化に向けた取組と併せて周辺の農村地域の個性ある活性化を図る場合において、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と集落農園整備等の農村生活環境の整備を総合的に実施する。	(3)	農林水産省	農村振興局	109,980の内数	継続	91,650の内数	○	食料・農業・農村基本法第24条 土地改良法第2条	
14	農村集落基盤再編・整備事業 (沖縄振興公共投資交付金)	地域が中心市街地の活性化に向けた取組と併せて周辺の農村地域の個性ある活性化を図る場合において、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と集落農園整備等の農村生活環境の整備を総合的に実施する。	(3)	農林水産省	農村振興局	61,700の内数	継続	57,940の内数	○	食料・農業・農村基本法第24条 土地改良法第2条	
15	地域用水環境整備事業 (農山漁村地域整備交付金)	農業用水の持つ親水、景観・生態系の保全等の多面的機能を維持増進するため、中心市街地の農業水利施設の整備等と一体的に親水護岸、せせらぎ水路等の整備に対して支援する。	(3)	農林水産省	農村振興局	109,980の内数	継続	91,650の内数	○	食料・農業・農村基本法第24条 土地改良法第2条	
16	地域用水環境整備事業 (沖縄振興公共投資交付金)	農業用水の持つ親水、景観・生態系の保全等の多面的機能を維持増進するため、中心市街地の農業水利施設の整備等と一体的に親水護岸、せせらぎ水路等の整備に対して支援する。	(3)	農林水産省	農村振興局	61,700の内数	継続	57,940の内数	○	食料・農業・農村基本法第24条 土地改良法第2条	
17	食品流通拠点施設整備事業 (強い農業・担い手づくり総合支援交付金)	食料の安定的な供給体制等を確保するため、品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設の整備を支援する。	(3)	農林水産省	食料産業局	27,518の内数	継続	20,154の内数	○	卸売市場法第72条	『強い農業づくり交付金』は、平成31年度より『強い農業・担い手づくり総合支援交付金』へ統合予定
18	地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金	中心市街地活性化法に基づく、地域への波及効果の高い複合商業施設整備や、まちづくり会社等による空き店舗対策・起業支援等と一体的に取り組まれる施設整備等、中心市街地の活性化・魅力創出に資する先導的な民間プロジェクトを支援。 また、プロジェクト推進等に資する専門人材の活用や事業計画の策定等のための調査、まちづくり会社等が行う顧客の増加・経営の効率化のための取組を支援。 商店街の活性化に対する支援では、商店街組織等が取り組む、地域への波及効果の高い、空き店舗対策や起業支援等、当該エリアの活性化・魅力創出に資する取組を支援するほか、全国的なモデルとなるような先導的なプロジェクトを支援。 併せて、商店街活性化の取組について、市場環境や取組の成功要因等を調査し、良い事例が全国に波及し活用されるよう広く展開。	(2)① (2)② (3)	経済産業省	地域経済産業グループ 中心市街地活性化室 中小企業庁 経営支援部商業課	1,360	新規	—	○	中心市街地の活性化に関する法律第14条第3項	
19	地域小規模事業者支援人材委託事業のうち、中心市街地活性化普及促進事業	小規模事業者等の経済活動の基盤であるまちを活性化するため、まちづくりの専門知識等を習得する研修の開催や表彰等を実施し、まちづくりを推進するタウンマネージャー等を確保・育成する。 また、兼業・副業・プロボノ等により多様な人材が、まちの課題解決等に取り組むため、地域へのインターンシップやマッチング等を行う。	(3)	経済産業省	地域経済産業グループ 中心市街地活性化室	700の内数	新規	—	—	—	
20	中心市街地共同住宅供給事業	認定中心市街地において、優良な共同住宅の供給を支援する。国は、法第30条に基づき、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体、または、法第34条に基づき、同事業により住宅の供給を行う地方公共団体に対して、その費用の一部を補助する。	(1)	国土交通省	住宅局市街地建築課	【社会資本整備総合交付金】 1,066,329百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 888,572百万円の内数	○	中心市街地の活性化に関する法律22条～34条	

整理番号	支援措置名	支援措置の概要	支援措置区分	担当部局等	平成31年度 予算概算要求額 (百万円)	新規 拡充 継続	平成30年度 予算額 (百万円)	根拠法の 有無	制度等の根拠	備考
21	都市開発資金(用地先行取得資金)	[中心市街地活性化促進用地] 都市の計画的な整備を推進するため、地方公共団体又は中心市街地整備推進機構が再開発事業等の面整備事業に有効に利用できる用地等の取得を行うために必要な資金について低利融資を行う。	(2)①	国土交通省 都市局市街地整備課	1,240百万円	継続	1,042百万円	○	都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第1項第2号、第2項	
22	社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業) 防災・安全交付金(暮らし・にぎわい再生事業)	まちなかに公共施設等の都市機能等の導入を図ることを目的として、認定中心市街地について、都市機能のまちなか立地、空きビルの再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援する。	(2)①	国土交通省 都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課	【社会資本整備総合交付金】 1,066,329百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,343,134百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 888,572百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,111,736百万円の内数	—	—	
23	社会資本整備総合交付金(道路事業(区画))	空洞化が進行する中心市街地において、土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を促進するため、街なか再生の実現に資する土地区画整理事業に対して支援を行う。	(2)②	国土交通省 都市局市街地整備課	【社会資本整備総合交付金】 1,066,329百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 888,572百万円の内数	—	—	
24	社会資本整備総合交付金(道路事業) 防災・安全交付金(道路事業)	中心市街地区域内において都市機能の増進及び経済活力の向上により中心市街地の活性化に資する道路の整備に対して支援を行う。	(2)②	国土交通省 道路局環境安全・防災課	【社会資本整備総合交付金】 1,066,329百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,343,134百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 888,572百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,111,736百万円の内数	—	—	
25	社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) 防災・安全交付金(道路事業(街路))	・都市内交通の円滑化や市街地の形成等を図る街路等の整備に対して支援を行う。 ・中心市街地へのアクセスを向上させる新交通システム、LRTやバス等の走行空間、パークアンドライド等の導入に必要な駐車場等、交通結節点等の整備を街路事業の一環として支援する。	(2)②	国土交通省 都市局街路交通施設課	【社会資本整備総合交付金】 1,066,329百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,343,134百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 888,572百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,111,736百万円の内数	—	—	
26	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とし、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業等である。(従来のまちづくり交付金)	(2)②	国土交通省 都市局市街地整備課	【社会資本整備総合交付金】 1,066,329百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 888,572百万円の内数	—	—	
27	社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) 防災・安全交付金(市街地再開発事業等)	空洞化が進行する中心市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を促進するため、街なか再生の実現に資する市街地再開発事業に係る施設建築物の整備等に対して支援を行う。	(2)②	国土交通省 都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課	【社会資本整備総合交付金】 1,066,329百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,343,134百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 888,572百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,111,736百万円の内数	—	—	
28	社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業) 防災・安全交付金(都市再生区画整理事業)	防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既存市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既存市街地における街区再編・整備による都市機能更新を推進するため施行する土地区画整理事業(都市再生区画整理事業)を支援する。	(2)②	国土交通省 都市局市街地整備課	【社会資本整備総合交付金】 1,066,329百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,343,134百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 888,572百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,111,736百万円の内数	—	—	
29	社会資本整備総合交付金(都市公園・緑地等事業)	都市公園のバリアフリー化や中心市街地の活性化に資する公園・緑地等の整備について支援を行う。	(2)②	国土交通省 都市局公園緑地・景観課	【社会資本整備総合交付金】 1,066,329百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,343,134百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 888,572百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,111,736百万円の内数	—	—	

整理番号	支援措置名	支援措置の概要	支援措置区分	担当部局等		平成31年度 予算概算要求額 (百万円)	新規 拡充 継続	平成30年度 予算額 (百万円)	根拠法の 有無	制度等の根拠	備考
30	社会資本整備総合交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業) 防災・安全交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業)	中心市街地の環境改善や防災機能の向上を図るため、汚水処理整備をはじめ、浸水被害の防止、地震対策及び再生水のせせらぎ水路への活用等を目的とした下水道整備に対して支援を行う。	(2)②	国土交通省	水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課	【社会資本整備総合交付金】 1,066,329百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,343,134百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 888,572百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,111,736百万円の内数	—	—	
31	社会資本整備総合交付金(港湾事業) 防災・安全交付金(港湾事業)	中心市街地の活性化に資する港湾施設の整備に対して支援を行う。	(2)②	国土交通省	港湾局計画課	【社会資本整備総合交付金】 1,066,329百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,343,134百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 888,572百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,111,736百万円の内数	—	—	
32	社会資本整備総合交付金(河川事業) 防災・安全交付金(河川事業)	中心市街地における洪水の防止や地域のまちづくりと一体的に実施する河川の整備及び環境整備を行うものに対して支援を行う。	(2)②	国土交通省	水管理・国土保全局 河川環境課・治水課	【社会資本整備総合交付金】 1,066,329百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,343,134百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 888,572百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,111,736百万円の内数	—	—	
33	社会資本整備総合交付金(住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業) 防災・安全交付金(住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業)	基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住環境の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川の整備に対して支援を行う。	(2)②	国土交通省	水管理・国土保全局 治水課	【社会資本整備総合交付金】 1,066,329百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,343,134百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 888,572百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,111,736百万円の内数	—	—	
34	社会資本整備総合交付金(住宅市街地基盤整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地基盤整備事業)	住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏の重点供給地域等における住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業の推進を図るため、基幹的な公共施設整備と併せて居住環境基盤施設整備、鉄道施設整備等の、住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業に関連する公共施設等を整備するものについて、総合的に支援を行う。	(2)②	国土交通省	住宅局住宅総合整備課 住環境整備室	【社会資本整備総合交付金】 1,066,329百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,343,134百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 888,572百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,111,736百万円の内数	—	—	
35	社会資本整備総合交付金(バリアフリー環境整備促進事業) 防災・安全交付金(バリアフリー環境整備促進事業)	バリアフリー法(「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」)に基づく建築物のバリアフリー化等の環境整備の促進を図るため、基本構想の策定及び基本構想に従って行われる動く通路、スロープ、エレベーター等の整備または、認定特定建築物の建築等に対し支援を行う。	(2)②	国土交通省	住宅局市街地建築課	【社会資本整備総合交付金】 1,066,329百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,343,134百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 888,572百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,111,736百万円の内数	—	—	
36	社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業) 防災・安全交付金(優良建築物等整備事業)	市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備に対し支援を行う。	(2)②	国土交通省	住宅局市街地建築課	【社会資本整備総合交付金】 1,066,329百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,343,134百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 888,572百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,111,736百万円の内数	—	—	
37	社会資本整備総合交付金(住宅市街地総合整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地総合整備事業)	既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善及び街なか居住の推進等を図るため、住宅等の建設、公共施設の整備等について総合的に助成を行う。	(2)②	国土交通省	住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室	【社会資本整備総合交付金】 1,066,329百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,343,134百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 888,572百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,111,736百万円の内数	—	—	

整理番号	支援措置名	支援措置の概要	支援措置区分	担当部局等		平成31年度 予算概算要求額 (百万円)	新規 拡充 継続	平成30年度 予算額 (百万円)	根拠法の 有無	制度等の根拠	備考
38	社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) 防災・安全交付金(地域住宅計画に基づく事業)	地方公共団体が主体となり、公的賃貸住宅の整備や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進するための支援を行う。具体的な支援の対象としては、公営住宅、地域優良賃貸住宅の整備、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等のほか、提案事業による事業等の実施があげられる。	(2)②	国土交通省	住宅局住宅総合整備課	【社会資本整備総合交付金】 1,066,329百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,343,134百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 888,572百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,111,736百万円の内数	—	—	
39	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) 防災・安全交付金(街なみ環境整備事業)	住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成するための支援を行う。	(2)②	国土交通省	住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室	【社会資本整備総合交付金】 1,066,329百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,343,134百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 888,572百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,111,736百万円の内数	—	—	
40	社会資本整備総合交付金(道路事業) 防災・安全交付金(道路事業)	中心市街地の区域外で都市機能の増進及び経済活力の向上により中心市街地の活性化に資する道路の整備に対して支援を行う。	(3)	国土交通省	道路局環境安全・防災課	【社会資本整備総合交付金】 1,066,329百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,343,134百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 888,572百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,111,736百万円の内数	—	—	
41	社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) 防災・安全交付金(道路事業(街路))	・都市内交通の円滑化や市街地の形成等を図る街路等の整備に対して支援を行う。 ・中心市街地へのアクセスを向上させる新交通システム、LRTやバス等の走行空間、パークアンドライド等の駐車場、交通結節点等の整備を街路事業の一環として支援を行う。	(3)	国土交通省	都市局街路交通施設課	【社会資本整備総合交付金】 1,066,329百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,343,134百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 888,572百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,111,736百万円の内数	—	—	
42	社会資本整備総合交付金(河川事業) 防災・安全交付金(河川事業)	認定基本計画に位置付けられる区域外の河川において、当該事業が中心市街地の治水安全度の向上に資する河川の整備に対して支援を行う。	(3)	国土交通省	水管理・国土保全局 河川環境課・治水課	【社会資本整備総合交付金】 1,066,329百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,343,134百万円の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 888,572百万円の内数 【防災・安全交付金】 1,111,736百万円の内数	—	—	
43	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援	民間事業者が施行する都市再生特別措置法第2条第1項に規定する都市開発事業(以下「民間都市開発事業」という。)の立ち上げを支援するため、優良な民間都市開発事業に対し、(一財)民間都市開発推進機構が出資等(まち再生出資)を行うことにより、民間資金の誘導を図るものである。 なお、民間都市開発事業について、(一財)民間都市開発推進機構による出資等を受けるために、都市再生特別措置法第63条に規定する民間都市再生整備事業計画、同法第95条に規定する民間誘導施設等整備事業計画又は広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第7条に規定する民間拠点施設整備事業計画を作成し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。	(3)	国土交通省	都市局まちづくり推進課 都市開発金融支援室	—	拡充	—	○	都市再生特別措置法第71条第1項第1号及び第103条第1項第1号 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第15条第1項第1号	まち再生基金を原資に支援。 平成31年度予算要求においては、現行の支援限度額の一つである公共施設等整備費に、インキュベーション施設の整備費を加算する等の拡充を行う。
44	都市開発資金(都市環境維持・改善事業資金)	地域住民・地権者の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う地方公共団体に対し、無利子貸付を行う。 なお、貸付を受ける事業は都市再生整備計画に定められている必要がある。	(3)	国土交通省	都市局まちづくり推進課	0	継続	0	○	都市開発資金の貸付けに関する法律第1条 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令第25条、第26条	

整理番号	支援措置名	支援措置の概要	支援措置区分	担当部局等	平成31年度 予算概算要求額 (百万円)	新規 拡充 継続	平成30年度 予算額 (百万円)	根拠法の 有無	制度等の根拠	備考
45	鉄道駅総合改善事業費補助	駅空間の質的進化を目指し、まちとの一体感があり、全ての利用者にやさしく、分かりやすく、心地よく、ゆとりある次世代ステーションの創造を図るため、地方公共団体、鉄道事業者、地方運輸局等からなる協議会において策定された整備計画に基づき、ホームやコンコースの拡幅等の駅改良、バリアフリー施設や生活支援機能施設、観光案内施設等の駅空間の高度化に資する施設の整備に対して支援を行う。	(3)	国土交通省 鉄道局都市鉄道政策課 駅機能高度化推進室	2,704百万円の内数	継続	2,253百万円の内数	—	—	
46	地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通確保維持事業/地域公共交通バリア解消促進等事業/地域公共交通調査等事業)	多様な関係者の連携により、地方バス路線などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組みを支援する。	(3)	国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通支援課	29,327百万円の内数	継続	20,950百万円の内数	—	—	
47	鉄道施設総合安全対策事業費補助(踏切保安設備整備)	踏切道における事故の防止と交通の円滑化を図るため、踏切遮断機や警報機の設置、障害物検知装置等の高規格保安設備の整備等に係る費用に対し支援を行う。	(3)	国土交通省 鉄道局施設課	6,320百万円の内数	継続	3,982百万円の内数	○	踏切道改良促進法第10条	
48	地下鉄など鉄道整備に対する補助(都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道/空港アクセス鉄道等)、幹線鉄道等活性化事業費補助)	大都市圏における交通混雑の緩和や鉄道の利用者利便の増進を図るため、幹線鉄道の高速度化や利便性向上に資する施設の整備等の事業に対し支援を行う。	(3)	国土交通省 鉄道局都市鉄道政策課・ 鉄道事業課地域鉄道支援室・ 幹線鉄道課・都市 鉄道政策課駅機能高度 化推進室	【都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道)】 8,741百万円の内数 【幹線鉄道等活性化事業費補助】 585百万円の内数	継続	【都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道)】 4,557百万円の内数 【幹線鉄道等活性化事業費補助】 1,286百万円の内数	—	—	
49	都市鉄道利便増進事業費補助	相当程度拡充してきた都市鉄道ネットワーク(既存ストック)を有効活用し、その利便の増進を図るため、都市鉄道等利便増進法に基づき、連絡線等の整備による速達性の向上、周辺整備と一体的な駅整備による交通結節機能の高度化を推進する事業に対し支援を行う。	(3)	国土交通省 鉄道局都市鉄道政策課・ 都市鉄道政策課駅機能 高度化推進室	11,568百万円の内数	継続	11,568百万円の内数	—	—	
50	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	地域の交流拠点として中心市街地の活性化に資する官庁施設の整備について、施設整備の計画段階から地方公共団体等と連携を図りつつ国公有財産の最適利用、地域の特色や創意工夫を活かした魅力と賑わいのある拠点の形成、人の移動の円滑化に配慮して進めることにより、地域のまちづくり計画を推進するための取組を支援する。	(3)	国土交通省 官庁営繕部計画課	21,388百万円の内数	継続	17,823百万円の内数	—	—	
51	民間まちづくり活動促進・普及啓発事業	都市の魅力を増進するとともに持続可能なまちづくりを実現・定着させるため、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む実証実験等に助成する。	(3)	国土交通省 都市局まちづくり推進課	115百万円の内数	継続	105百万円の内数	—	—	

支援措置区分: (1)法に定める特別の措置 (2)①認定と連携した特例措置 (2)②認定と連携した重点的な支援措置 (3)その他の支援措置

各府省庁補足説明資料

総務省	P 3 1 ~ P 3 2
文部科学省	P 3 3 ~ P 3 5
厚生労働省	P 3 6 ~ P 4 3
経済産業省	P 4 4 ~ P 4 5
国土交通省	P 4 6 ~ P 4 8

総務省における中心市街地活性化施策の概要

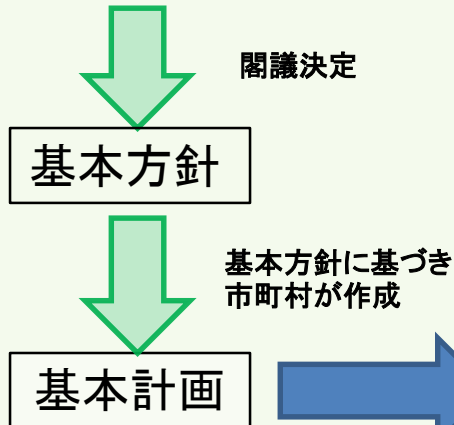
目的

中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することで地域活性化に寄与することを目的とする。

支援スキーム

中心市街地の活性化に関する法律(平成10年6月3日法律第92号)に基づき、以下のとおり実施

中心市街地活性化本部(本部長:内閣総理大臣、構成員:総務大臣ほか全ての閣僚)



内閣総理大臣認定

総務省の認定基本計画への支援措置

・中心市街地活性化ソフト事業

市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費の一部について、特別交付税により措置する。

・中心市街地再活性化特別対策事業

市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられた施設整備等を、一般単独事業債の対象(充当率75%)とし、その元利償還金の30%を特別交付税により措置する。

総務省における中心市街地活性化施策の対象事業

中心市街地活性化ソフト事業

① イベント事業

② 講演会、シンポジウム等

③ 後継者育成研修事業

④ 具体化のための調査、資金計画、事業性評価、合意形成等

⑤ 空き店舗対策事業

⑥ その他特に重要なソフト事業

①～⑥は全て中心市街地活性化を目的とする事業に限られる。

※商店街振興組合、市民団体、第三セクター等が実施するものに対して助成する場合を含む。

※国庫補助金や交付金等を伴う事業は対象としない。

中心市街地再活性化特別対策事業

(1) 公共施設整備事業

- ・集客力を高める施設の整備
(多目的広場、イベント広場、駐車場、多目的ホール、イベントホール等)
- ・地域の産業の振興に資する施設の整備
(展示施設、物産会館等)
- ・良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備
(ポケットパーク、緑地、駐輪場、あずま屋、街路灯、ストリートファニチャー等)
- ・子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備(託児所、親子交流サロン、学習コーナー等)

(2) 助成事業

一般住民の利用に供される公共施設の整備で、公共的団体が行うもの(多目的ホール、イベントホール、多目的広場、イベント広場、駐輪場等の広く一般住民の直接の利用に供される施設で、地方公共団体が自ら設置する場合と同様の公共性を有するものに限る。)に対する市町村の助成事業

文化財修理の抜本的強化

国宝・重要文化財（建造物）の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、保存修理を実施する。

- 木造文化財建造物の定期的な保存修理は、健全性を回復するだけでなく、構造補強など抜本的な強化も行い、大工等様々な分野の技能者の確保と育成、修理技術の伝承、修理に必要な資材の安定的な確保にも資するものである。
- 明治以降に建造された近現代建造物（土木・建築）は、従来の木造のほか、煉瓦や鉄骨、鉄筋コンクリート造の建築物及び土木構造物が含まれる。平成5年度から重要文化財への指定を開始し、指定件数は337件に達し、本格的な修理の時期に達している。

修理機会を捉えた情報発信

修理の時期を活用し、修理現場の公開、修理に関する解説版等の設置に対して支援する。修理機会を捉えた情報発信を行うことで、修理期間という貴重な機会に、新たな体験の場を用意し、観光振興に寄与する。



●案内板(仮設)による解説

●パンフレット等による解説

文化財の公開活用

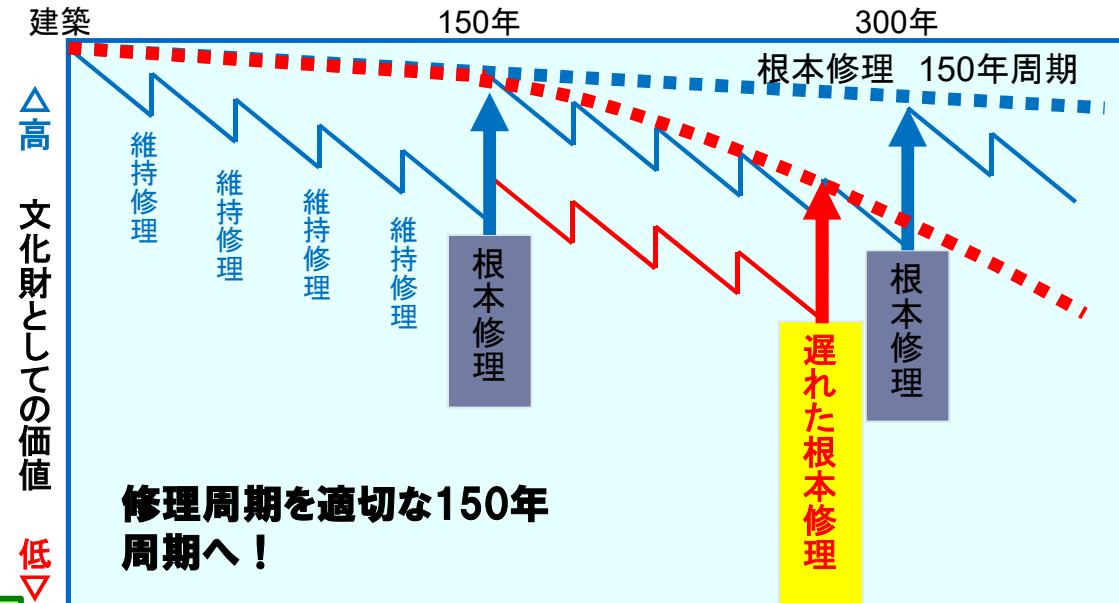
文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等、各々の創意工夫に基づく特色ある活用の取組を支援し、観光振興に寄与する。



重要文化財(建造物)
旧出津救助院(長崎)
案内板の設置による解説

スロープ

根本修理の周期差による文化財的価値の変化比較図



※伊原恵司氏(文建協調査室長)の研究論文(1990.8)による

〈適切な周期〉

根本修理(解体、半解体修理) : 平均150年周期
維持修理(屋根葺替・塗装修理) : 平均30年周期
適切な周期により、文化財を確実に次世代へ継承する。



国宝清水寺本堂屋根檜皮葺施工状況(京都府)



重要文化財世界平和記念聖堂(広島県)

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉えながら、保存に関する計画策定から修理・修景、耐震対策、防災対策、公開活用整備までを体系的に位置付け、必要とされる保護の措置を一体的に実施することにより、文化に富み、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

調査
計画策定

修理・修景

耐震対策

防災対策

買上

公開活用整備



伝統的建造物の修理と耐震



美しい町並みの回復



災害に強いまちづくり



にぎわいの創出

伝建地区を社会基盤として体系的に捉え、地区全体の魅力と安全性を向上

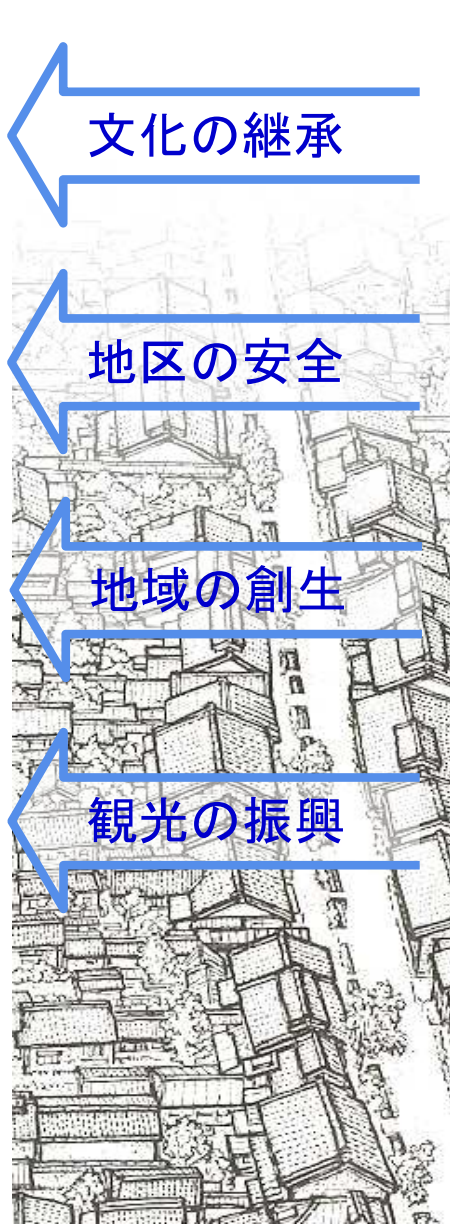
文化の継承

地区の安全

地域の創生

観光の振興

伝統的建造物群保存地区



公立学校施設の安全対策・防災機能の強化等の推進

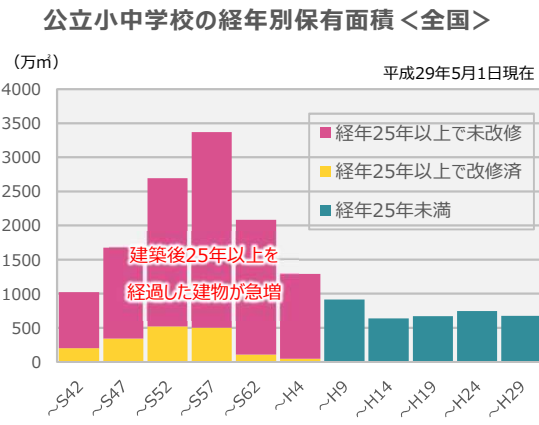
2019年度要求・要望額 2,432億円
(前年度予算額 682億円)



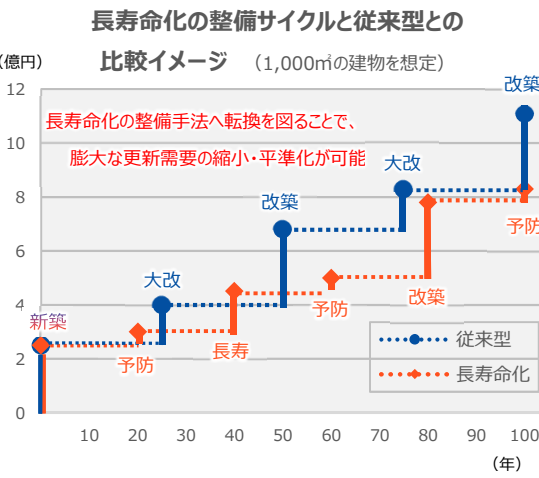
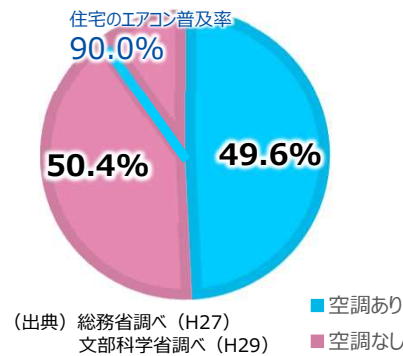
背景

学校施設は我が国の将来を担う児童生徒の学習・生活の場であり、災害時には地域住民の避難所としても使用される極めて重要な施設である。
自然災害や近年の厳しい気象条件の中、子供たちの安全と健康を守るため、老朽化対策を推進し、ブロック塀の倒壊防止等の安全対策や非構造部材を含む耐震化、防災機能の強化（空調設置・トイレ改修等）、教育環境の改善等の安全性・機能性の確保は必要不可欠である。

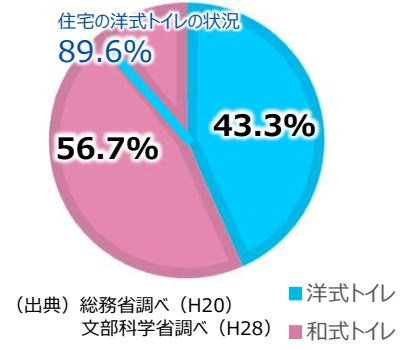
現状



公立小中学校の普通教室の空調（冷房）設備設置状況



公立小中学校施設のトイレの状況



◆教育現場における安全対策の推進

- 近年の厳しい気象条件に対応した教育環境を確保するための空調設置
- ブロック塀の倒壊防止等の安全対策を支援
- 災害時の避難所としての役割も果たす学校施設の防災機能の強化（トイレ改修等）
- 学校施設耐震化の完全達成に向けた支援
(小中学校建物の耐震化率：99.2% (30.4.1現在))
- 給食施設整備等を推進



◆計画的・効率的な長寿命化の推進

- 長期間の使用（80年以上）を前提とし、将来の財政負担の縮減と老朽化による危険性のリスクを軽減するため、致命的な損傷が発現する前に実施する計画的・戦略的な改修を推進



● 建築単価

対前年度比 + 3.9% (資材費、労務費等の上昇分)
※小中学校校舎（鉄筋コンクリート造）の場合
2018年度 187,200円/㎡ ⇒ 2019年度 194,500円/㎡

医療提供体制施設整備交付金の概要

I 予算額

平成30年度予算額 平成31年度概算要求額
 3,242百万円 → 7,613百万円

II 要旨

医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援するもの。

III 「計画に基づく施策の実施（施設）」に対して助成を行う

医 療 計 画

都道府県は「医療計画に基づく事業計画」を策定

「医療提供体制施設整備交付金」を各都道府県に交付

IV 交付対象

・補助対象施設：公的団体(☆印)、民間事業者(★印)

注1) 公立は補助対象外。

注2) 公的団体・・・日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の4団体。

交付金対象事業区分（31事業）

休日夜間急患センター ☆★	不足病床地区病院 ☆	医療施設耐震整備 ★
病院群輪番制病院及び共同利用型病院 ☆★	基幹災害拠点病院 ☆★	アスベスト除去等整備 ☆★
	地域災害拠点病院 ☆★	特定地域病院 ☆
救急ヘリポート ☆★	医療施設近代化施設 ☆★	地震防災対策医療施設耐震整備 ☆★
(地域)救命救急センター ☆★	腎移植施設 ☆★	共同利用施設(開放型病棟等) ★
小児救急医療拠点病院 ☆★	特殊病室施設 ☆★	医療機器管理室 ★
小児初期救急センター施設 ☆★	肝移植施設 ☆★	地球温暖化対策 ☆★
小児集中治療室 ☆★	治験施設 ★	病児・病後児保育施設 ☆★
小児医療施設 ☆★	南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業 ☆★	ヘリポート周辺施設整備 ☆★
周産期医療施設 ☆★	地域療育支援施設 ☆★	内視鏡施設訓練 ★
地域拠点歯科診療所施設 ☆★	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設 ☆★	

V 調整率

➤ 調整率 0.5、0.33

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



障害児支援の充実

- 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



耐震化・防災対策の推進

- 国土強靱化基本計画を踏まえ、自力避難が困難な障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、耐震化及びスプリンクラー整備を推進する。



1. 対象施設

※ 公立施設については、平成18年度に一般財源化したため補助対象外。
 ※ これ以外に保護施設、身体障害者社会参加支援施設等がある。

障害者総合支援法上のサービス

日中活動系

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う

生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する

居住支援系

自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う

訓練系・就労系

自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う

自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う

就労継続支援（A型＝雇成型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

就労定着支援

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

施設系

施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

児童福祉法上のサービス

障害児通所支援

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援等を行う

放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行う

居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う

保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行う

障害児入所支援

障害児入所施設

施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う

2. 建設費の補助

- 社会福祉法人等が上記事業を行うことに伴い、障害者施設を整備しようとする場合、その整備費について、国庫又は民間補助が受けられるほか、設置者負担分については、独立行政法人福祉医療機構から低利の融資を受けることができる。

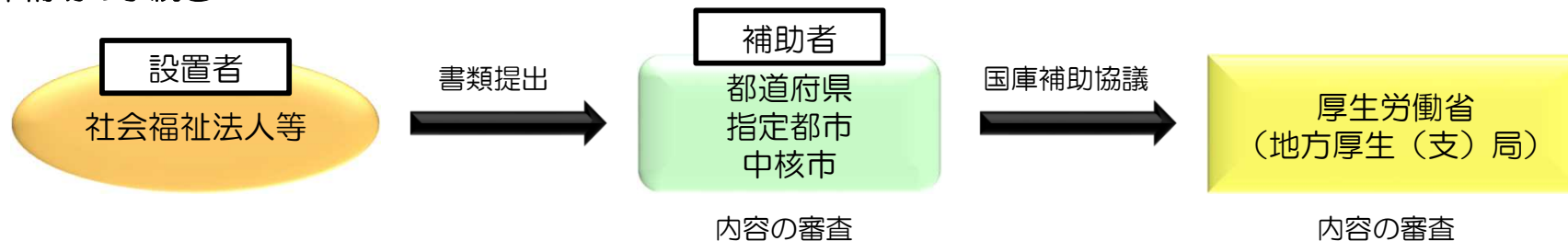
(1) 国庫補助を受ける場合

・社会福祉法人及び医療法人など（※）が障害者総合支援法等に基づく障害者施設を整備しようとする場合、各都道府県、指定都市、中核市及び市町村の障害福祉計画に合致すれば、国庫補助を受けることができる。（土地の買収、造成、整地に要する費用は対象外）

※ 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、NPO法人、営利法人等

①負担割合 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、設置者 1 / 4

②国庫補助の手続き



ア 施設建設を予定している設置者は、建設予定年度の前年度の早い時期に、建設計画、資金計画及び土地の確保の状況等を明らかにした事業計画書を都道府県等に提出し、内容の審査を受ける。

イ 内容の審査後、都道府県等の施設整備計画に合致していれば、都道府県等において必要な予算措置が行われ、厚生労働省（地方厚生(支)局）に対する国庫補助協議を行う。

ウ 厚生労働省（地方厚生(支)局）においては、都道府県等から事業計画のヒアリングを行い、内容の審査を行う。

エ 社会福祉法人を新たに設立して施設経営を始めようとする場合は、都道府県、指定都市又は中核市（所轄庁）から社会福祉法人の設立認可を受けることが必要である。

保育園等整備交付金

(平成30年度予算) (平成31年度概算要求)
663.7億円 → 725.6億円

【趣旨】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育園等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

また、子育て安心プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育園等の整備を推進する。

【対象事業】

- ・ 保育園緊急整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（幼稚園型）
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁設置事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市町村（特別区含む。）

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国1/2、市区町村1/4、設置主体1/4

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国2/3、市区町村1/12、設置主体1/4

保育対策総合支援事業費補助金

平成30年度予算:381.4億円 → 平成31年度概算要求:421.3億円額

【事業内容】

- 「子育て安心プラン」に基づき、地方自治体の待機児童解消に向けた取組を支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- また、総合的な保育人材確保策を講じることにより、保育の受け皿拡大に必要となる保育人材の確保を図る。
- その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

【対象事業】

I 保育士確保対策 143億円（98億円）

- ①保育士・保育園支援センター設置運営事業【拡充】
- ②潜在保育士再就職支援事業【新規】
- ③認可外保育施設保育士資格取得支援事業
- ④保育士資格取得支援事業
- ⑤保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業（厚生労働省分）
- ⑥保育士宿舍借り上げ支援事業
- ⑦保育体制強化事業【拡充】
- ⑧保育士試験による資格取得支援事業
- ⑨保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ⑩保育士試験追加実施支援事業
- ⑪保育補助者雇上強化事業
- ⑫若手保育士や保育事業者への巡回支援事業【拡充】
- ⑬保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- ⑭保育園等における業務集約化推進事業
- ⑮保育人材就職支援事業【拡充】
- ⑯保育士勤務環境見える化事業【新規】

II 小規模保育等の改修等 169億円（223億円）

- ①賃貸物件の活用による保育園改修費等支援事業
- ②小規模保育改修費等支援事業
- ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業

- ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
- ④認可化移行改修費等支援事業
- ⑤家庭的保育改修費等支援事業
- ⑥保育園設置促進事業
- ⑦都市部における保育園等への賃借料支援事業

III その他事業 109億円（61億円）

- ①民有地マッチング事業
- ②認可化移行調査・助言指導事業【拡充】
- ③認可化移行移転費等支援事業
- ④広域的保育園等利用事業
- ⑤認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑥保育環境改善事業
- ⑦家庭支援推進保育事業
- ⑧3歳児受入れ等連携支援事業
- ⑨保育利用支援事業（予約制）
- ⑩医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】
- ⑪保育園等の質の確保・向上のための取組強化事業【拡充】
- ⑫保育施設・事業の届出促進事業
- ⑬保育園等における事故防止等推進事業
- ⑭待機児童対策協議会参加自治体支援施策【新規・拡充】
- ⑮放課後居場所緊急対策モデル事業（仮称）【新規】
- ⑯放課後児童クラブ連携支援事業（仮称）【新規】
- ⑰小規模多機能・放課後児童支援事業（仮称）【新規】

地域支援事業の概要

平成30年度予算 公費3,975億円、国費1,988億円

○ 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を実施。

○地域支援事業の事業内容 ※金額は積算上の公費（括弧書きは国費）

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業) 2,392億円 (1,196億円)

① 介護予防・生活支援サービス事業

- ア 訪問型サービス
- イ 通所型サービス
- ウ その他の生活支援サービス（配食、見守り等）
- エ 介護予防ケアマネジメント

② 一般介護予防事業（旧介護予防事業を再編）

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業（新）

(2) 包括的支援事業・任意事業 1,583億円 (791億円)

① 包括的支援事業

- ア 地域包括支援センターの運営 うちイ、社会保障充実分 434億円 (217億円)
 - i) 介護予防ケアマネジメント業務
 - ii) 総合相談支援業務
 - iii) 権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）
 - iv) 包括的・継続的マネジメント支援業務
※支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり 等

イ 社会保障の充実

- i) 認知症施策の推進
- ii) 在宅医療・介護連携の推進
- iii) 地域ケア会議の実施
- iv) 生活支援コーディネーターの配置

② 任意事業

- ・ 介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

○地域支援事業の事業費

市町村は、政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定めることとされている。

【事業費の上限】

① 介護予防・日常生活支援総合事業

- 事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額

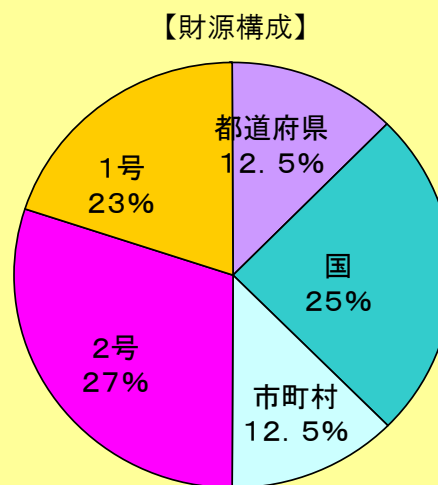
② 包括的支援事業・任意事業

- 「26年度の介護給付費の2%」×「高齢者数の伸び率」

○地域支援事業の財源構成

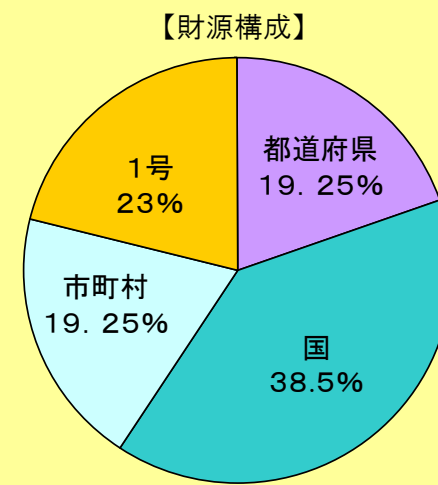
（財源構成の割合は第7期以降の割合）

介護予防・日常生活支援総合事業



○ 費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。

包括的支援事業・任意事業



○ 費用負担割合は、第2号は負担せず、その分を公費で賄う。

（国：都道府県：市町村＝2：1：1）

地域支援事業実施要綱（抄）

（平成 30 年 5 月 10 日一部改正）

別記 4 任意事業

3 事業内容

（3）その他の事業

カ 地域自立生活支援事業

② 介護サービスの質の向上に資する事業

地域で活躍している高齢者や民生委員等が、介護サービス利用者
のための相談等に応じるボランティア（介護相談員）として、利用者
の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、サービス担当者と意見交
換等（介護相談員派遣等事業）を行う。

地域まちなか活性化・魅力創出支援事業

平成31年度概算要求額 13.6億円（新規）

(1,3) 中小企業庁 商業課
03-3501-1929
(2) 地域経済産業グループ
中心市街地活性化室
03-3501-3754

事業の内容

事業目的・概要

- 地域経済活性化のためには、中心市街地等のまちなかや、商店街の活性化を図るとともに、魅力的な生活環境や商業・サービス業等の事業・起業環境等を整備し、地域への来訪者を増加させることが重要です。
- また、中心市街地や商店街は、城下町や宿場町等として発展してきた歴史あるエリアであり、地域文化資源を活用して、観光客を呼び込み、観光・インバウンド需要を喚起し、当該エリアの活性化を図ることは、地域経済への高い波及効果が期待できます。
- このため、本事業では、魅力的な生活環境、商業・サービス業等の事業・起業環境や観光資源整備等の観点から、中心市街地・商店街を活性化するために行う、意欲ある地域における波及効果の高い複合商業施設等の整備や、商店街における先進的なチャレンジや商店街が地域で必要とされる機能の強化を支援します。

成果目標

- 2019年から2023年までの5年間の事業であり、来街者数の増加や売上の増加等を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国	(1) ①、②補助(2/3,1/2以内)	商店街組織、 商店街組織と民間事業者の連携体
	(1) ③委託	民間企業等
	(2) ①、②補助 (2/3,1/2以内)	認定中心市街地活性化基本計画に記載された事業を行う民間事業者等
	(3) 補助(6/10以内)	全国商店街振興組合連合会

事業イメージ

(1) 商店街魅力創出支援事業

- ① 商店街組織等が取り組む、地域への波及効果の高い、空き店舗対策や起業支援等、当該エリアの活性化・魅力創出に資する取組を支援します。
- ② また、全国的なモデルとなるような先鋭的なプロジェクトを支援します。
- ③ 商店街活性化の取組について、市場環境や取組の成功要因等を調査し、良い事例が全国に波及し活用されるよう広く展開します。

<空き店舗対策>



<起業促進>



(2) 中心市街地活性化支援事業

中心市街地における商業・サービス業等の事業・起業環境等の整備や地域文化資源と連携した空間創出を図ります。また、その事例を広く全国に展開します。

- ① 中心市街地活性化法に基づく、地域への波及効果の高い複合商業施設整備や、まちづくり会社等による空き店舗対策・起業支援等と一体的に取り組まれる施設整備等、中心市街地の活性化・魅力創出に資する先導的な民間プロジェクトを支援します。
- ② プロジェクト推進等に資する専門人材の活用や事業計画の策定等のための調査、まちづくり会社等が行う顧客の増加・経営の効率化のための取組を支援します。



(3) 全国商店街振興組合連合会支援事業

全国商店街振興組合連合会が実施する、経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育、情報の提供に関する事業に要する経費を補助します。

地域小規模事業者支援人材育成委託費

平成31年度概算要求額 7.0億円（新規）

(1)①②、(2)中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036
(1)②、(2)商務・サービスG クールジャパン政策課 03-3501-1750
(1)③ 地域経済産業G中心市街地活性化室 03-3501-3754

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者は、地域における需要に応え、雇用を担うなど、極めて重要な存在です。
- 本事業は、平成31年度から35年度に、地域の小規模事業者を支援する商工会・商工会議所や地方公共団体が、小規模事業者の持続的発展、地域の課題解決、地域資源を活用した観光・インバウンド需要への対応、まちづくりなどを一体的に取り組めるようになるよう、支援人材の育成や支援ノウハウの向上と横展開を進めていきます。
- また、2020年の東京オリンピック、2025年の大阪万博（誘致中）など、国際的かつ大規模な行事が開催されていく中で、コンベンション施設が一時的に利用できなくなるなど、展示会環境が変わる中、地域の支援人材が環境変化に対応できるよう新たな開催手法の実証調査も支援します。

成果目標

- 地域の小規模事業者支援人材の資質を向上させることにより、地域の経済活動が活発になることを目指します。
- また、各地で特色ある小規模事業者振興策が講じられる好循環を実現します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（1）小規模事業者支援人材育成事業

- ①小規模事業者支援手法研修
 - 商工会・商工会議所や地方公共団体を対象とした小規模事業者の支援手法を教授する研修を全国で実施します。
 - 小規模企業振興基本計画の改定に併せ、成長企業の支援、サプライチェーンの維持など、新たな政策課題に重点化して支援できる体制を構築します。
- ②ローカルデザイナー育成事業
 - 商工会・商工会議所やDMO等と連携し、地域の未来の姿をデザインし、地域に眠る資源をビジネスへと昇華させていくローカルデザイナーを育成していくため、企画から試行までを一体となって経験できるワークショップ等を開催します。
- ③タウンマネージャー等育成事業
 - 小規模事業者等の経済活動の基盤であるまちを活性化するため、まちづくりの専門知識等を習得する研修の開催や表彰等を実施し、まちづくりを推進するタウンマネージャー等を確保・育成します。
 - また、兼業・副業・パート等により多様な人材が、まちの課題解決等に取り組むため、地域へのインターシッパやマッチング等を行います。

（2）新たな展示会開催手法の実証調査

- 郊外、小規模施設、野外等、新たな形で地域の需要拡大のための展示会を企画・開催できるよう、実証調査を実施していきます。
- 実証調査では、類型ごとの開催ノウハウ、留意事項等を把握するとともに、集客効果を分析していきます。

中心市街地共同住宅供給事業

※優良建築物等整備事業(市街地住宅供給型中心市街地共同住宅供給タイプ)による支援

事業概要

「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、中心市街地における優良な共同住宅供給を支援することによって、街なか居住の推進を図り、中心市街地の活性化に寄与する。

主な事業要件

- ・ 内閣総理大臣により認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内で行われる中心市街地共同住宅供給事業(法定事業)
- ・ 優良な住宅を10戸以上供給(延べ床面積の1/2以上が住宅)

対象地域

- ・ 中心市街地活性化基本計画の区域内

敷地及び建築物の基準

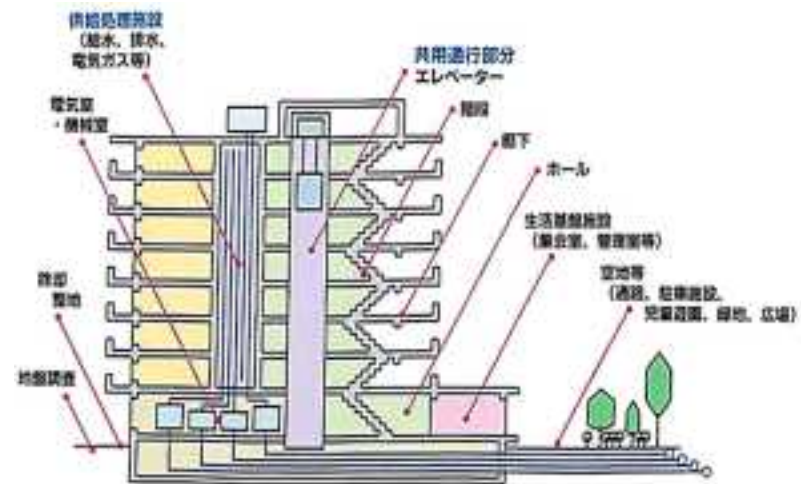
- ・ 敷地面積が概ね500㎡以上
- ・ 地上3階以上で、耐火建築物または準耐火建築物であること
- ・ 共用通行部分で交付対象となるものは、高齢者等の通行に支障が生じないようにバリアフリー化等がなされていること
- ・ 建ぺい率に応じた一定以上の空地が確保されていること
- ・ 敷地が原則として幅員6m以上の道路に4m以上接すること

施行者

地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者 等

補助対象費用

- ①調査設計計画
(基本構想作成、事業計画作成、地盤調査、建築設計)
- ②土地整備
(建築物除却等費、補償費)
- ③共同施設整備
(空地等の整備、供給処理施設、共用通行部分整備費等)



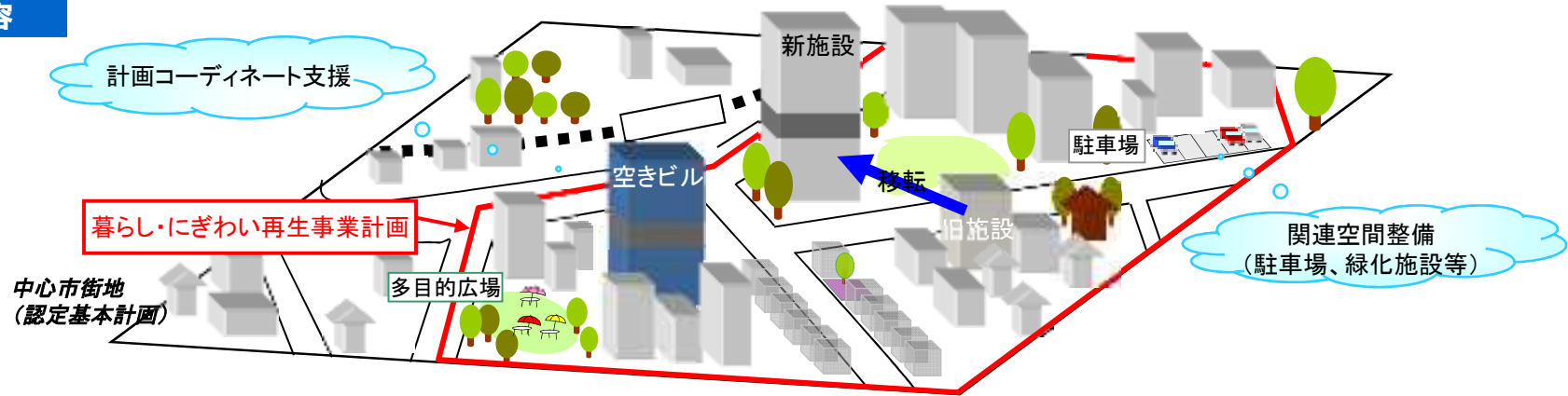
補助率

補助対象に対して国1/3、地方1/3、民間1/3

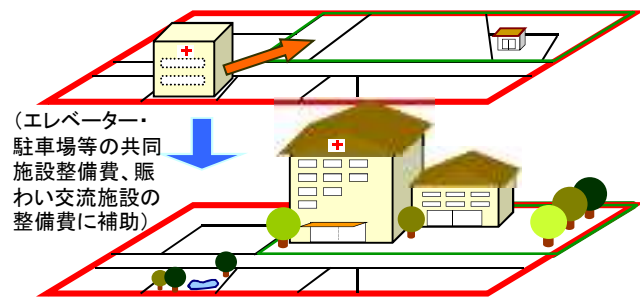
暮らし・にぎわい再生事業（社会資本整備総合交付金等の基幹事業）

中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図る。

補助内容



都市機能まちなか立地支援 公共公益施設の整備に対し、補助



空きビル再生支援

空きビル等の公共公益施設・集客施設への改修に対し、補助



賑わい空間施設整備

多目的広場等の公開空地の整備
に対し、補助

[整備イメージ]



対象施設要件

- ・認定基本計画への位置付け
- ・耐火建築物又は準耐火建築物※
- ・敷地面積及び当該敷地に接する道路の面積の1/2の合計が1,000㎡以上等を満たすものであること※
- ・地階を除く階数が原則として3階以上※

施行者

地方公共団体
都市再生機構
中心市街地活性化協議会
民間事業者等

国費率

1/3
※公益施設の割合が高い(1/10以上)等の一定の要件を満たす場合は、国費率加算(1/3→2/5)

※小規模連鎖型暮らし・にぎわい再生事業では対象施設要件として、個々の建物階数や構造は問わず、敷地面積1,000㎡未満の施設については複数の事業区域の敷地面積の合算が可能となる。

都市再生整備計画事業(従来のまちづくり交付金事業)の概要

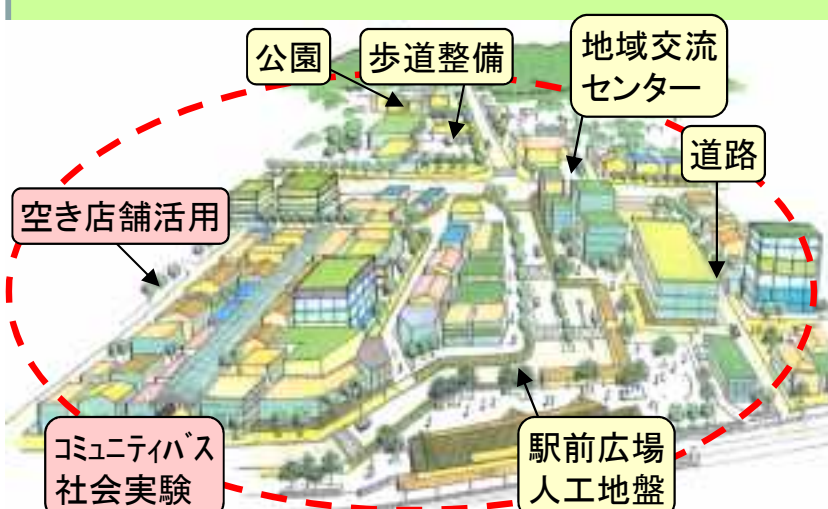
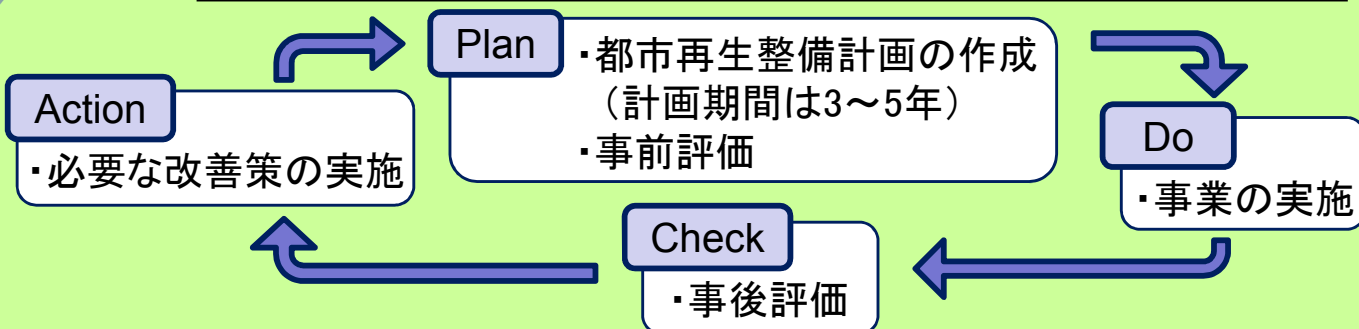
制度創設経緯等

- ・国の喫緊の課題である全国都市再生を推進するため、平成16年に都市再生特別措置法を改正し、地域の課題、実情に対応できる総合性、自由度の高いまちづくり交付金制度として創設。
- ・社会資本整備総合交付金において、「都市再生整備計画事業」として基幹事業に位置づけられている。

制度目的

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。

都市再生整備計画事業(従来のまちづくり交付金事業)



(基幹事業)
道路、公園、河川、下水道、地域交流センター、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、既存建造物活用事業等

(提案事業)
コミュニティバスの社会実験等のソフト事業等

国費率
概ね4割*

対象区域

- 立地適正化計画を作成している場合
 - ・居住誘導区域内
- 立地適正化計画を作成していない場合
 - ・市街化区域又は非線引き用途地域内
 - ※平成31年度以降
鉄道駅等から半径1kmの範囲内
又は
バスの停留所等から半径500mの範囲内の区域
(ピーク時運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る)
- 歴史的風致維持向上計画、観光圏整備実施計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、当該市町村のコンパクト化の方針と齟齬がない区域

※ 立地適正化計画関連等の国として特に推進すべき施策に関連する一定の要件を満たす地区については、交付率の上限を45%(通常40%)として重点的に支援。